

半田市新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械及び施設の導入等の取組を支援する経営発展支援事業による助成金(以下「助成金」という。)及び就農直後の経営確立に資する経営開始資金(以下「経営開始資金」という。)を交付する半田市新規就農者育成総合対策事業補助金に関し、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づき必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、実施要綱別記 1 第 5 の 1 または別記 2 第 5 の 2 の (1) に定める要件を満たす者とする。

2 前項の規定にかかわらず、半田市において市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納がある場合には、補助金の交付対象としないものとする。

(補助金の交付額及び交付対象期間)

第 3 条 補助金の交付額及び交付対象期間は、実施要綱別記 1 第 5 の 3 及び別記 2 第 5 の 2 の(2)に規定するとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 助成金の交付対象者は、実施要綱別記 1 第 6 の 3 に規定する交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、交付の申請は市長が別に定める期日までに行わなければならない。

2 経営開始資金の交付対象者は、実施要綱別記 2 第 6 の 2 の(3)に規定する交付申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、交付の申請は、当該年度の 1 か月分から 1 年分までの期間で市長が定める期間の経営開始資金について申請することを基本とし、原則として申請する経営開始資金の対象となる日から 1 年以内に行うものとする。

(補助金の交付決定)

第 5 条 市長は、交付対象者から前条各項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、半田市新規就農者育成総合対策事業補助金交付決定通知書(様式第 1 号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第 6 条 第 5 条の規定により交付の決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成金 実施要綱別記 1 第 6 の 4 に規定する経営発展支援事業実績報告兼助成金支払請求書
- (2) 経営開始資金 半田市新規就農者育成総合対策事業補助金交付請求書(様式第 2 号)

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査)

第 7 条 市長は、本事業の適切な実施状況及び効果を確認するため、補助金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、現地への立入調査を行うことができる。

(関係書類等の保存)

第 8 条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る交付期間中の各年度の証拠書類を交付期間最終年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しておかなければならない。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 2 0 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

番 号
年 月 日

様

半田市長

半田市新規就農者育成総合対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった半田市農業新規就農者育成総合対策事業補助金について下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助条件等

半田市新規就農者育成総合対策事業補助金交付請求書
（経営開始資金）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
氏 名

年 月 日付で交付決定がありました半田市新規就農者育成総合対策事業補助金
について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金の請求額 金 円

2. 振込口座

金融機関名	銀 行 信用金庫・組合 店 農業協同組合
口座番号	
口座種別	普通 ・ 当 座
(フリガナ)	
口座名義人	

※振込口座の金融機関にゆうちょ銀行は、ご利用できません。